

きる仕組みへと抜本的な改革が必要であろう。

福祉課と政策法務

七五歳以上の人口推計が二〇〇八年九月時点で約一三二一万人と初めて総人口の一割を超えた。一方で一四歳以下の人口は約一七七八万人と、七〇歳以上の人口を下回ったとされる（以上、総務省の推計データ）。また、二〇〇七年の合計特殊出生率は前年よりわずかながら上昇したものの、一・三四という数値を示している（厚生労働省人口動態統計）。このように急速に進展する少子高齢化とともに、人口減少社会の到来を迎え、混乱する社会経済情勢の影響もあり、福祉にはセーフティネットの役割が強く求められ、その重要性がますます高まっている。

このような状況に対応するため、前述のとおり福祉関連法が制定され、さまざまな福祉政策が実施されている。つまり、福祉は、法律に基づき実現が図られ、なおかつ、この福祉関連法は、自治体で執行される場合が多い。国民に向き合った福祉政策の実際の担い手は、自治体、とりわけ市民と直接接する市町村が中心と言って過言ではないだろう。

ところが、実際に福祉を担う自治体は、国が策定した各種福祉計画にのっとった行動計画を立て、それに基づき、国等から補助金を受け実施する事業自治体という性格が強い。公平な福祉の実現のためには必要なことではあるが、他方で、組織縦割り化が進み、重い財政負担からも、自治体独自の福祉政策への取り組みは、高度経済成長期と比較にならないほど後退している。

なるほど、前述のとおり福祉行政の分権化や福祉の構造改革が図られ、介護保険や後期高齢者医療の創設など福

社制度は大きく進展したが、そこには、自治の意識は乏しいと指摘せざるをえない。自治体は、ただ単に法を執行し、国の政策を実施していけばいいわけではない。いまこそ、問題山積する福祉に自治体がどう取り組むのか、地域の立場からの検討が必要ではないだろうか。政策法務の視点が福祉分野にも求められる。

現下の福祉分野における政策法務的取組みの事例を挙げてみよう。

①介護総合条例の整備

高齢者福祉の充実を図るには、介護予防への取組みが有効である。財政的な措置が必要な政策もあろうが、たとえば「介護総合条例」を制定し、高齢者自身や高齢者相互あるいは家族・地域ぐるみで介護予防を展開することが考えられる。

②バリアフリーの推進

二〇〇七年に制定された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）は、条例で法定基準の上乗せ、横出し、裾切りを認めており、地域の実情に即した障害者、高齢者など社会的弱者にやさしいまちづくりが可能となった。すでに福祉のまちづくり条例などを整備している自治体を含め、同法の執行条例と自主条例をミックスさせた先駆的な取組みが各地でみられる。まちづくり部局と連携しつつ、福祉の視点から対応することも可能であろう。

③子どもを産み育てる環境の整備

少子高齢化対策は一朝一夕に進むものではない。従来の給付行政にも限界がある。安心して子どもを産み育てることができると環境を整えることが肝要である。そのためには、自治体を挙げた取組みの道しるべとして、子育て支援条例等を策定することが考えられよう。

episode

あれも自治体これも自治体

後期高齢者医療制度

3

▽①△

六月も終わりに近づいたが、まだまだ梅雨が続いていた。この日の昼休みに、海辺野市福祉部福祉課高齢者福祉係の新藤一朗が目にしたのが、後期高齢者医療制度*1に関する新聞記事のスクラップであった。

「後期高齢者医療制度は、不満とか批判が絶えないようですね」

一朗が高齢者福祉係長の左門隆に向かって何気なく言ったところ、左門も苦笑しながら答えた。

「ああ、連日マスコミが批判しているよな。初めの頃にいろいろミスも重なったため、余計に悪いイメージがついている」

平成二〇年の法施行間近となってからマスコミが連日騒いだが、いったん国会で制定されてしまった以上、後の祭りだった。

「それにしても、法律上は後期高齢者医療制度ですけど、制度開始直後あたりから、国は突然、長寿医療制度と言い換えましたよね」

「後期高齢者という言い方に、当事者である高齢者の方たちから反発があったからな。そう

*1 根拠法は「高齢者の医療の確保に関する法律」。2006年6月に老人保健法が改正、準備期間を経て2008年4月1日施行。

episode

いつなかれ主義と法の間

— 介護給付金と説明責任 —

4

▽ ① ▽

「いやあ、あの時は、本当にまいったよ。なにせ大金が絡んでくるし、鬼気迫る感じで追求されて、タジタジだよ」

その日の夜、爽海電車うみべの駅北側の繁華街にある洋風居酒屋「ひまわり」で、障害福祉課障害福祉係の吉村謙太郎は頭をかきながらぼやいた。「ひまわり」は海辺野市の職員たちがいっぱい集う憩いの場となっている。話し相手は福祉課高齢者福祉係の新藤一朗で、今年三月まで同じ福祉課高齢者福祉係で仕事をともにしていた同期だ。ちょうど八月も一週間がすぎ、夏真っ盛りのこの日、仕事が終わる直前に、謙太郎が一朗を誘い、久しぶりに二人で飲むことになったのだった。

謙太郎がこぼしていたのは、今年四月にあった障害福祉係窓口での苦情のことである。謙太郎の話はこうだ。

重度身障者介護給付金の申請をしてきたのは、海辺野市南部地区に五年前から住んでいる山下恭子^{やましたきょうこ}。長男が身体障害者手帳一級の重度障害者で、恭子は長男の介護をしている。もちろん、給付金の受給資格があり、今年の四月一〇日付で申請書を提出し、四月分から月額



一万円の支給が決まったが、問題は、市に住み始めてからそれまでの四年間、給付金を受給できなかったことだった。新年度になって間もなく別の用事で障害福祉課にやって来た際、給付金のことを知り、今までなぜ説明してくれなかったのかと、激しく抗議したのである。恭子は、応対した謙太郎に、口角泡を飛ばす勢いで文句を言った挙句、過去四年分の給付金をまとめて支払えと要求してきたのだった。

「ふうん……。身体障害者

職員たちがなんでも損得勘定で考えていることが根本的な原因だ」

「なるほどな」

「だけど、これからの海辺野市は、俺たちが率先して、みんなの力で改革していこうと思っ
ている」

「ああ、このままじゃ、だめだな」

二人は気持ちを新たに、改革を誓ったのだった。



ワンポイント解説

偽装請負発覚！ それに気づかないままの違法状態の継続……まさに「放置主義」？

コンプライアンスといわれて久しい。だが、絶えない幹部職員による不祥事。非違行為を犯した職員
の検挙や懲戒処分が続発、職員の税滞納など……自治体の法令遵守はどうなっているのだろうか。さら
に、今回のような、そもそも法的意識の希薄さからくる不適法な事例をみるにつけ、本当に地方分権を
進め、自治体の自己決定と自己責任に任せられるのだろうかと不安に駆られる市民は少なくないだろう。
こうした現状を打破するため、コンプライアンス条例や議員の口利き記録化条例などを整備する自治